

職業紹介事業における個人情報適正管理規定

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、株式会社ジンキャスト職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 蟹江誠一とする。尚、連絡先は、052-228-7250とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報に取扱に関する教育・指導を年1回実施する事とする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があったばあいについては、苦情処理担当者の誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、蟹江誠一とする。尚、連絡先は、052-228-7250とする。

届出手数料に係る手数料表

| サービスの種類及び内容                                                         | 手数料の額   |                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 求人を受付ける時の事務費用                                                       | 無料      |                                                                     |
| 求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス | 成功報酬    | 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。手数料の負担は求人者となります。  |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言                                      | 成功報酬    | 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。手数料の負担は求人者となります。  |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索                                        | 着手金     | 100,000円                                                            |
|                                                                     | 活動1日あたり | 30,000円                                                             |
|                                                                     | 成功報酬    | 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。手数料の負担は求人者となります。  |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                                         | 成功報酬    | 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。手数料の負担は関係雇用主とします。 |

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

職業紹介事業の業務運営に関する規程

第① 求 人

1 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通達の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所出来ないときは、電話、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付が出来ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。

第② 求 職

1 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

第③ 紹 介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って努めます。

2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介出来るよう責任を持って努めます。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面又は希望される場合には、電子メールの使用により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれら以外の方法により明示を行います。

4 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行なわれている間は求人者に紹介を致しません。

5 就職が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。求職者からの紹介手数料の徴収は致しません。

第④ そ の 他

1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

2 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から供託所へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の補正を受けることができます。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。

5 本所の取扱業務の範囲は「国内」において、「全職種」と致します。

6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ねください。

有料職業紹介事業許可番号 23-コ-301091

事業所の名称及び所在地 株式会社ジンキャスト 名古屋市熱田区新尾頭3丁目2-1 KVK金山ビル3階